（定義）

第一条　［略］

２　［略］

３　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

［三～十二　略］

十二の二　第一種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三　第一種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四　［略］

十二の五　第二種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

［十二の六～五十　略］

４　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十一　略］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十三～二十　略］

（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条の二　［略］

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四　令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

（定義）

第一条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　出資対象事業　法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。

二の二　［同上］

［三～十二　同上］

十二の二　第一種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三　第一種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四　［同上］

十二の五　第二種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

［十二の六～五十　同上］

４　［同上］

［一～十一　同上］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十三～二十　同上］

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二　［同上］

［条を加える。］

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　同上］